

ペースメーカー、ICDをご使用のみなさまへ

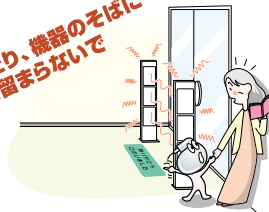
EAS：電子商品監視機器（盗難防止装置等）がペースメーカーおよびICD（植込み型除細動器）におよぼす影響で、臨床上重篤な症状が起こることは無いと考えられますが、さらなる安全性確保の観点から次のような注意事項をお守りください。

電子商品監視機器（EAS）に関する注意事項のお知らせ

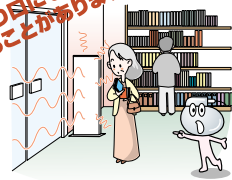
●お店の出入り口では立ち止まらずに中央付近を速やかに通過しましょう。



●寄りかかったり、機器のそばに必要以上に留まららないでください。



●図書館等の出入り口にも設置されていることがあります。



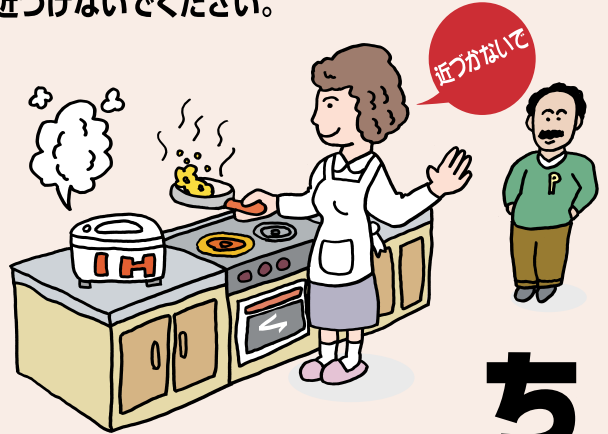
●設置がカモフラージュされている場合がありますのでご注意ください。



●出入り口付近での立ち話などは避けましょう。



IH炊飯器やIH調理器（電磁調理器）等を使うときには、ペースメーカーやICD（植込み型除細動器）の植込み部分を近づけないでください。



IHって、どんなものですか？

IH(Induction Heating)は電磁誘導加熱の略称で、IH炊飯器、IH調理器等の機器にこの仕組みが使われています。発熱の仕組み上、これらの機器は使用中に電磁波を発生します。



配膳時、保温中のIH炊飯器にペースメーカー、ICDの植込み部分が近づきすぎるような姿勢をとらないでください。



ペースメーカー、ICDの植込み部分が、使用中のIH調理器に近づきすぎるような姿勢をとらないでください。



めまい、ふらつき、動悸など身体に異常を感じたときは、直ちにその場を離れてください。

ちよつと、ご注意を！

3～4か月に一度は定期検診を受けましょう！（担当の先生の指示に従ってください）

ペースメーカー協議会

日本医用機器工業会内 連絡先 03(3816)5575



*EASとは……

EAS(Electronic Article Surveillance)は、電子商品監視機器（盗難防止装置等）の総称です。

現在、流通業における商品管理やロス管理を防止・抑制するために、EAS機器の導入が進んでいます。このマークは、日本EAS機器協議会がEAS機器導入店表示ステッカー等のために作成したもので、電子商品監視機器（盗難防止装置等）に付けることが推奨されています。このステッカーが貼られているお店や、公共機関の出入り口付近では、立ち止まらずに中央付近を速やかに通過するようにしてください。

使用上の 注意事項

担当医からあなたの脈拍とペースメーカー、ICDについて知識を得ておき、毎日脈拍数を1分間数えてください。

担当医の指示に従い、定期検診を必ず受けてください。

医療を受ける場合、ペースメーカー、ICDを植込んでいることを医師に伝えてください。

万一、意識がなくなる病気や外傷、意思を伝達できない状態になった場合のことを考えて、常にペースメーカー手帳またはICD手帳を携行してください。

住所、氏名等に変更があった場合にはその旨を担当医に連絡してください。

ここに示した注意事項は、あなたご自身の危険や損害を未然に防止するためのもので、「危険」「警告」「注意」の3つに分けてお知らせしています。いずれも安全に関する重要な内容ですので、必ずお守りください。

なお、ここに示した注意事項は将来にわたり限定されるものではありません。



危険

切迫した危険が存在し、危険を回避できなかった場合、死亡又は重傷を負う。

漏電している電気機器(通常使用しても問題のない電気機器を含む)には絶対に触れないでください。感電によりペースメーカー、ICDが影響を受ける可能性があります。



警告

危険が潜在的に存在し、危険を回避できなかった場合、死亡又は重傷を負う可能性がある。

身体に通電したり、強い電磁波を発生する機器(肩コリ治療器等の低周波治療器、電気風呂、医療用電気治療器等、高周波治療器)は使用しないでください。電磁波がペースメーカー、ICDの作動に影響を及ぼし、場合によっては失神等を起こすことがあります。

店舗や図書館等公共施設の出入口等に設置されている電子商品監視機器(EAS)からの電磁波がペースメーカー、ICDの作動に影響を及ぼす可能性があります。また、電子商品監視機器はわからないように設置されていることがありますので出入り口では立ち止まらずに中央付近を速やかに通り過ぎるようにしてください。突然、身体に異常(めまい、ふらつき、動悸等)を感じた場合、直ちにその場所から離れてください。もし、身体の異常が回復しなければ、直ちに専門医の診察を受けてください。平成15年3月総務省「電波の医用機器等への影響に関する調査研究報告書」の中間報告によると、ICDにおいては、ゲート(センサーパネル)に向き合うような状態で、42.5cmの距離で不要除細動ショックが観測されていることから、ゲートを通る際は、正面を向いて真っ直ぐに通過することが推奨されると報告されています(医薬品・医療用具安全性情報190号)。尚、この調査は平成15年度も継続されています。

空港等で使用されている金属探知器(設置型・携帯型)から発生する電磁波が、ペースメーカー、ICDの作動に影響を及ぼし、場合によっては失神等を起こすことがあります。保安検査を受ける際にはペースメーカー手帳またはICD手帳を係官に提示して、金属探知器を用いない方法で検査を受けてください。

下記の電気機器を使用する場合にはペースメーカー、ICDに近づけないでください。機器が発する電磁波がペースメーカー、ICDの作動に影響を及ぼし、場合によっては失神等を起こすことがあります。身体に異常(めまい、ふらつき、動悸等)を感じた場合、直ちにその電気機器から離れるか或いは使用を中止してください。もし、身体の異常が回復しなければ、直ちに専門医の診察を受けてください。

【IH調理器、IH炊飯器、電動工具等】

下記の場所又は機器に近づくことは絶対に避けてください。強い電磁波がペースメーカー、ICDの作動に影響を及ぼし、場合によっては失神等を起こすことがあります。知らずにこれらの機器又は場所に近づき、身体に異常(めまい、ふらつき、動悸等)を感じた場合、直ちにその場から離れてください。もし、身体の異常が回復しなければ、直ちに専門医の診察を受けてください。

【誘導型溶鉱炉、各種溶接機、発電施設、レーダー基地、強い電磁波を発生する機器等】

小型無線機(アマチュア無線機(ハンディタイプ・ポータブルタイプ及びモービルタイプ)、パーソナル無線機及びトランシーバ(特定小電力無線局のものを除く)等)は、ペースメーカー、ICDに影響を与える可能性が高いため、使用しないようにしてください。

全自動麻酔卓等、使用中に常に磁気を発生する機器での遊戯は避けてください。磁気がペースメーカー、ICDの作動に影響を及ぼし場合によっては失神等を起こすことがあります。身体に異常(めまい、ふらつき、動悸等)を感じた場合、直ちにその電気機器から離れるか或いは使用を中止してください。もし、身体の異常が回復しなければ、直ちに専門医の診察を受けてください。

携帯電話、PHS及びコードレス電話(以下、携帯電話等)を使用する場合は、以下の事項をお守りください。

操作する場合は、ペースメーカーまたはICDの植込み部位から22cm以上離して操作してください。

通話をする場合は、ペースメーカーまたはICDの植込み部位と反対側の耳に当て、22cm以上離して通話してください。

携行する場合は、ペースメーカーまたはICDの植込み部位から22cm以上離れた場所に携行してください。若しくは、電源スイッチを切ってください。胸ポケットやベルトに携行する場合には、十分距離が取れていない場合もありますので、ご注意ください。

ICDでは、植込み部位から5cm以内の距離でショックを放電する可能性がありますので、より注意が必要です。身体に異常(めまい、ふらつき、動悸等)を感じた場合、直ちに使用をやめ、22cm以上植込み部位から遠ざけるようにしてください。ペースメーカー、ICDの作動は元に戻ります。

もし、身体の異常が回復しなければ、直ちに専門医の診察を受けてください。

なお、他の人が携行する携帯電話や自動車電話のアンテナ等に近づくと影響の出ることもありますので、このことについてもご注意ください。

強い電磁場はペースメーカー、ICDへ影響を及ぼす可能性があります。強力な電磁場を発生させる装置を使用する医療機関の中の診療科などがあります。たとえば、磁気共鳴画像診断装置(MRI)や、理学療法科やリハビリ科で使用する超短波装置などです。あなたが避けなければならない場所について、医療機関の窓口で情報をもらうことができます。通常、これらの場所には表示があります。

下記の機器を操作・運転する場合は露出したエンジンに身体を近づけないでください。電磁波がペースメーカー、ICDの作動に影響を及ぼし、場合によっては失神等を起こすことがあります。身体に異常(めまい、ふらつき、動悸等)を感じた場合、直ちに離れるか或いはエンジンを切ってください。もし、身体の異常が回復しなければ、直ちに専門医の診察を受けてください。

【農機(草刈り機、耕運機等)、可搬型発電機、オートバイ、スノーモービル、モーターボート等】

エンジンのかかっている車のボンネットを開けてエンジン部分に身体を近づけないでください。電磁波がペースメーカー、ICDの作動に影響を及ぼし、場合によっては失神等を起こすことがあります。身体に異常(めまい、ふらつき、動悸等)を感じた場合、直ちに離れるか或いはエンジンを切ってください。もし、身体の異常が回復しなければ、直ちに専門医の診察を受けてください。

磁石又は磁石を使用したもの(マグネットクリップ、マグネット式キー等)をペースメーカー、ICDの植込み部位の上に決してあてないでください。また、胸ポケットに入れないでください。磁気がペースメーカー、ICDの作動に影響を及ぼし、場合によっては失神等を起こすことがあります。万が一、あてしまった場合は直ちに磁石を取り除いてください。ペースメーカー、ICDの作動は元に戻ります。もし、身体の異常が回復しなければ、直ちに専門医の診察を受けてください。

磁気治療器(貼付用磁気治療器、磁気ネックレス、磁気マット、磁気枕等)を使用するときはペースメーカー、ICDの植込み部位の上に貼る若しくは近づけることは避けてください。磁気がペースメーカー、ICDの作動に影響を及ぼす可能性があります。身体に異常(めまい、ふらつき、動悸等)を感じた場合、その使用を中止してください。もし、身体の異常が回復しなければ、直ちに専門医の診察を受けてください。

腹部にペースメーカー、ICDが植込まれている方は鉄棒運動等、腹部を圧迫する運動を避けてください。腹部にあるリードが折れてしまいペースメーカー、ICDの刺激が心臓に伝わらなくなり、場合によっては失神等を起こす可能性があります。もし、身体に異常(めまい、ふらつき、動悸等)を感じた場合、直ちに専門医の診察を受けてください。

腕を激しく使う運動又は仕事をする方はあらかじめ担当医に相談してください。ぶら下がりが健康器の使用及びザイルを使用する登山は避けてください。運動の種類及び程度によってはペースメーカー、ICDのリードを損傷することがあります。ペースメーカー、ICDの刺激が心臓に伝わらなくなり、場合によっては失神等を起こすことがあります。もし、身体に異常(めまい、ふらつき、動悸等)を感じた場合、直ちに専門医の診察を受けてください。



注意

危険が潜在的に存在し、危険を回避できなかった場合、中程度又は軽度の傷害を負う可能性がある。又は物的損害だけが発生する可能性がある。

電気機器を修理する場合は身体の異常(めまい、ふらつき、動悸等)に注意して行ってください。その機器がペースメーカ、ICDの作動に予期しない影響を及ぼす可能性があります。異常を感じたらすぐに電源を切り或いはその機器から離れてください。もし、身体の異常が回復しなければ、直ちに専門医の診察を受けてください。

電気機器を使用して、身体に異常(めまい、ふらつき、動悸等)を感じた場合、ペースメーカ、ICDの作動に影響を及ぼしている場合があります。その場合はすぐにその電気機器から離れるか或いは使用を中止してください。もし、身体の異常が回復しなければ、直ちに専門医の診察を受けてください。

下記の電気機器は使用しても心配ありません。ただし、頻繁にスイッチを入れたり、切ったりしないでください。スイッチ操作により生ずる電磁波がペースメーカ、ICDの作動に影響を及ぼし、場合によっては失神等を起こすことがあります。もし、身体の異常が回復しなければ、直ちに専門医の診察を受けてください。

【電気カーペット、電気敷布、電子レンジ、電気毛布、テレビ、ホットプレート、電気コタツ、電気洗濯機、電気掃除機、レーザーディスク、トースタ、ミキサー、ラジオ、ステレオ、ビデオ、電動タイプライタ、コンピュータ、ワープロ、コピー機、ファックス、補聴器、各種交通機関の出改札システムやオフィスなどの入退出管理システムで使用されているICカード等】

ICカードの読み取り機(リーダーライタ)より12cm以上離れば十分です(平成15年3月総務省「電波の医用機器等への影響に関する調査研究報告書」より)。

ペースメーカ、ICDの植込まれた側の腕に非常に重い荷物を持つ等、力がかかるような動作及び運動は避けてください。ペースメーカ、ICDの作動に影響を及ぼし、身体に異常(めまい、ふらつき、動悸等)を感じる場合があります。動作及び運動を中止すれば、ペースメーカ、ICDの作動は元に戻ります。もし、身体の異常が回復しなければ、直ちに専門医の診察を受けてください。

以下のような症状が現れたら、身体やペースメーカ、ICDをチェックする必要があります。担当医に連絡して診察を受けてください。病状の変化、ペースメーカ、ICDの寿命又はペースメーカ、ICD作動異常等が生じている可能性があります。

- ・胸がいたむ、息が苦しい。
- ・めまいがしたり、ボーッとして気が遠くなる感じ。
- ・身体がだるい。
- ・手足がむくむ。
- ・ペースメーカ、ICD植込み手術の傷跡がはれる、痛む。
- ・しゃっくりが頻繁におこる。
- ・脈拍が非常に遅い又は速い。

自動車の運転に関しては担当医にご相談ください。平成14年5月16日に警察庁交通局運転免許課より交付された『運転免許の欠格事由の見直し等に関する運用上の留意事項等について』にて、ペースメーカ、ICD植込み患者への運転に関する制限事項が制定されています。

3~4カ月に一度は定期検診を受けましょう!
(担当の先生の指示に従ってください)

ペースメーカ協議会

日本医用機器工業会内 連絡先 03(3816)5575